

一般財団法人福井県産業廃棄物処理公社 定款

第 1 章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、一般財団法人福井県産業廃棄物処理公社と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を福井県福井市に置く。

(目的)

第3条 この法人は、福井県内から排出される廃棄物の適正な処理を確保するために必要な施設を設置し、および管理し、もって県民の生活環境の保全と公衆衛生の向上に寄与すること、ならびに公営企業の円滑かつ効率的な事業の推進を支援する事業および福井臨海工業地帯の振興に関する事業を行い、公共の福祉増進および福井県経済の活性化に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 廃棄物の処理および処分に関する施設を設置し管理する事業
- (2) 廃棄物の処理および処分に関する調査研究事業
- (3) 廃棄物のリサイクルを推進するための普及啓発および情報提供事業
- (4) 地方公営企業および福井臨海工業地帯立地企業を対象とする研修会の開催事業
- (5) 福井臨海工業地帯のイメージアップ事業
- (6) 福井臨海工業地帯に設置された公共施設の維持管理の受託事業
- (7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第 2 章 財産および会計

(基本財産)

第5条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表の財産は、この法人の基本財産とする。

- 2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするときおよび基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会および評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画および収支予算)

第7条 この法人の事業計画書および収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告および決算)

第8条 この法人の事業報告および決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 公益目的支出計画実施報告書

(4) 貸借対照表

(5) 正味財産増減計算書

(6) 貸借対照表および正味財産増減計算書の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号および第5号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号および第3号の書類についてはその内容を報告し、第4号および第5号の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款を主たる事務所に備え置くものとする。

第 3 章 評議員

(評議員の定数)

第9条 この法人に、3名以上9名以内の評議員を置く。

(評議員の選任および解任)

第10条 評議員の選任および解任は、評議員会において行う。

(評議員の任期)

第11条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第9条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了または辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(報酬等)

第12条 評議員に対して、評議員会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

第 4 章 評議員会

(構成)

第13条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第14条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事および監事の選任または解任
- (2) 理事および監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表および正味財産増減計算書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分または除外の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令またはこの定款で定められた事項

(開催)

第15条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第16条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項および招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第17条 評議員会の議長は、評議員会において、出席した評議員の中から選出する。

(決議)

第18条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (3) 定款の変更
- (4) 基本財産の処分または除外の承認

(5) その他の法令で定められた事項

3 理事または監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者毎に第1項の決議を行わなければならない。

(決議の省略)

第19条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき評議員（当該事項について議決に加わることのできるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第20条 理事が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を評議員会に報告することを要しないことにつき評議員の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第21条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した評議員および理事のうちからその評議員会で選任された議事録署名人2名は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員の設置)

第22条 この法人に、次の役員を置く。

理事 3名以上9名以内

監事 2名以内

2 理事のうち1名を理事長、1名を副理事長、1名を常務理事とすることができる。

3 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の代表理事とし、副理事長および常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第23条 理事および監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長、副理事長および常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 各理事について、当該理事およびその配偶者または3親等内の親族その他特別の関係にあるものである理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(理事の職務および権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令およびこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 副理事長は、理事長を補佐し業務を執行する。

4 常務理事は、この法人の業務を分担執行する。

5 理事長、副理事長および常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務および権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事および使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務および財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事または監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事または監事は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了または辞任により退任した後も、新たに選任されたものが就任するまで、なお理事または監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第27条 理事または監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、または職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、またはこれに堪えないとき。

(役員の報酬等)

第28条 理事および監事に対して、評議員会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

第 6 章 理事会

(構成)

第29条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第30条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長および業務執行理事の選定および解職
- (4) 評議員会の日時および場所ならびに目的である事項の決定
- (5) 規程等の制定、変更および廃止に関する事項

(招集)

第31条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたときまたは理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第32条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

2 理事長が欠けたときまたは理事長に事故があるときは、出席した理事の中から選出する。

(決議)

第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第34条 理事が、理事会の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることのできるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第35条 役員が、役員全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第197条において準用する同第91条第2項の規定による報告については、この限りではない。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長および監事は、前項の議事録に記名押印する。ただし、代表理事の選定を行う理事会については、他の出席した理事も記名押印する。

第 7 章 定款の変更および解散

(定款の変更)

第37条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条および第10条についても適用する。

(解散)

第38条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令に定める事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第39条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人または国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

(剰余金の処分制限)

第40条 この法人は、剰余金の分配をすることはできない。

第 8 章 公告の方法

(公告の方法)

第41条 この法人の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第 9 章 事務局その他

(設置等)

第42条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長および所要の職員を置く。

3 事務局長および職員は、理事長が任免する。

(備付書類および帳簿)

第43条 事務局には、常に次に掲げる帳簿および書類を備えておかなければならない。

- (1) 定款
- (2) 評議員、理事および監事の名簿
- (3) 認定、許可、認可等および登記に関する書類
- (4) 理事会および評議員会の議事に関する書類
- (5) 公益目的支出計画実施報告書
- (6) 役員等の報酬規程
- (7) 事業計画書および収支予算書
- (8) 事業報告および貸借対照表等の計算書類
- (9) 監査報告書
- (10) その他法令で定める帳簿および書類

(委任)

第44条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関し必要な事項は理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 整備法第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の理事長は高木和昭、副理事長は竹森順一、常務理事は宮永節哉とする。
- 4 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

宮崎 和彦

岡 敏弘

小林 正能

吉村 政兼

附 則

この定款の変更は、平成27年4月1日から施行する。

別表 基本財産（第5条関係）

財産種別	場所・金額等
福井県からの出捐金	102,500千円
うち旧福井県産業廃棄物処理公社分	2,500千円
うち旧福井県企業公社分	100,000千円
福井市からの出捐金	2,500千円